

前回定例会以降の動き

令和元年8月7日
新潟県防災局原子力安全対策課

1 安全協定に基づく状況確認

- 7月11日、柏崎市、刈羽村とともに、発電所の月例の状況確認を実施しました。

[主な確認内容]

- ・ 7号機屋外にてクレーンによる重機の吊り下ろし作業における油漏れの発生（7月9日）について概要説明を受け、現地の状況を確認しました。
- ・ 地震発生時における事業者の対応について概要説明を受け、中央制御室等の状況を確認しました。

- 7月16日、柏崎市、刈羽村とともに、発電所の年間の状況確認を実施しました。

[主な確認内容]

- ・ 平成30年度運転保守状況等報告書の提出を受け、内容を確認しました。
- ・ 1号機非常用ディーゼル発電機の過給機の軸固着（平成30年8月30日発生）について概要説明を受け、同型が設置されている3号機の状況を確認しました。
- ・ 6月18日、山形県沖を震源とする地震発生における通報連絡について、当時の対応や再発防止に向けた取組について説明を受けました。

2 新潟県原子力発電所による健康と生活への影響に関する検証委員会

7月8日、第5回健康分科会を開催し、前回分科会で共有された甲状腺がんに関する8つの論点とそれ以外の健康課題について引き続き議論していただくとともに、文献調査の状況等について確認していただきました。

3 その他

7月8日：報道発表 [原子力発電所から概ね5 km圏内の住民を対象とした安定ヨウ素剤の事前配布の実施結果をお知らせします。]

7月11日：報道発表 [本日16時04分頃に発生した地震により柏崎刈羽原子力発電所に異常は確認されていません]

7月24日：報道発表 [東京電力が県に伝送している放射線監視データと実際の測定データを照合し、一致していることを確認しました。]

8月4日：報道発表 [本日19時23分頃に発生した地震により柏崎刈羽原子力発電所に異常は確認されていません]

令和元年 7 月 8 日
福祉保健部医務薬事課**原子力発電所から概ね 5 km 圏内の住民を対象とした安定
ヨウ素剤の事前配布の実施結果をお知らせします。**

7 月 6 日、7 日に実施した、PAZ 内（原子力発電所から概ね 5 km 圏内）の住民を対象とした安定ヨウ素剤の事前配布の実施結果について、以下のとおりお知らせします。

1 事前配布の実施結果

単位：人

	対象者数 a	配布者数 b	うち今回 配布者数	配布率 b/a
柏崎市	15,308	10,536	470	68.8%
うちゼリー状剤	246	155	18	63.0%
刈羽村	4,574	3,555	79	77.7%
うちゼリー状剤	109	85	14	78.0%
全体	19,882	14,091	549	70.9%
うちゼリー状剤	355	240	32	67.6%

※対象者数(a)は、令和元年 5 月 31 日時点の PAZ 内人口

※配布者数(b)は、平成 30 年 6 月以降に実施した事前配布における配布者数（この間の死亡・転出者等は除く）に、今回の事前配布における配布者数を加えた数

※前回の事前配布における配布率は、柏崎市 66.0%、刈羽村 76.2%、全体 68.3%

2 今後の対応

今後も PAZ 内に新たに転居、転入や出生の届け出をされた方、説明会に来場されなかった方等を対象に、定期的に事前配布を行います。

本件についてのお問い合わせ先
医務薬事課 北村、山田
(直通) 025-280-5183 (内線) 2543, 2544

令和元年 7月 11日

16時 20分

防災局原子力安全対策課

**本日 16時 04分頃に発生した地震により
柏崎刈羽原子力発電所に異常は確認されていません**

本日 16時 04分頃に発生した地震（県内最大震度 3）により、柏崎市、刈羽村では震度は観測されていません。

柏崎刈羽原子力発電所の運転状況に、現在、異常は確認されていません。

柏崎刈羽原子力発電所は、現在、全号機とも定期点検により停止中です。

なお、県が実施している放射線モニタリングでは、異常な値は検出されていません。発電所周辺の県放射線モニタリングの状況はこちらからご覧いただけます。

<http://housyasen.pref.niigata.lg.jp/>

本件についてのお問い合わせ先

原子力安全対策課長 原

（直通）025-282-1690 （内線）6450

令和元年7月24日
原子力安全対策課

東京電力が県に伝送している放射線監視データと実際の測定データを照合し、一致していることを確認しました。

県では、東京電力から伝送され、県が公表している放射線監視データと現地記録計に保存されているデータの照合、確認を定期的に行っています。

今回、現地調査した結果、以下のとおり、双方のデータが一致していることを確認しましたので、お知らせします。

1 現地調査実施日

令和元年7月22日（月）

2 調査対象

- | | |
|---------------|------|
| (1) モニタリングポスト | MP-2 |
| (2) 排気筒モニタ | 4号機 |

3 調査方法

県放射線テレメータシステムへ伝送された以下の期間のデータについて、現地記録計に保存されているデータと比較しました。

令和元年7月7日（日）12時10分から13時00分までの10分間ごとの値

4 結果

基準の範囲内で一致していました。

調査結果の詳細は別紙のとおりです。

本件についてのお問い合わせ先
原子力安全対策課課長補佐 飯吉
(直通) 025-282-1694 (内線) 6451

柏崎刈羽原子力発電所放射線監視データ現地確認調査

原子力安全対策課

1 モニタリングポスト

MP-2

調査対象日：令和元年7月7日

No.	測定時分	A 県伝送データ	B 現地記録計	差 (A-B)	評価
1	12時10分	30 nGy/h	30.0 nGy/h	0.0 nGy/h	判定基準内で一致 判定基準±1nGy/h
2	12時20分	30 nGy/h	30.4 nGy/h	-0.4 nGy/h	
3	12時30分	30 nGy/h	30.3 nGy/h	-0.3 nGy/h	
4	12時40分	30 nGy/h	30.3 nGy/h	-0.3 nGy/h	
5	12時50分	31 nGy/h	30.7 nGy/h	0.3 nGy/h	
6	13時00分	30 nGy/h	30.0 nGy/h	0.0 nGy/h	

2 排気筒モニタ

4号機

調査対象日：令和元年7月7日

No.	測定時分	A 県伝送データ	B 現地記録計	差 (A-B)	評価
1	12時10分	3.8 cps	3.8 cps	0.0 cps	判定基準内で一致 判定基準±1cps
2	12時20分	3.7 cps	3.8 cps	-0.1 cps	
3	12時30分	3.7 cps	3.7 cps	0.0 cps	
4	12時40分	3.7 cps	3.8 cps	-0.1 cps	
5	12時50分	3.8 cps	3.9 cps	-0.1 cps	
6	13時00分	3.8 cps	3.9 cps	-0.1 cps	

(注) 現地記録計はデータの記録方法の違いやデータ収集時間の微妙なずれ等により、県への伝送データと一致しないことがあります。

【測定の単位について】

- ・ Gy (グレイ) とは、物質 (空気) に吸収された放射線のエネルギー量 (吸収線量) を表します。
- ・ 1 nGy (ナノグレイ) は 10 億分の 1 Gy (グレイ) を表します。
- ・ nGy/h は 1 時間あたりの吸収線量を表します。
- ・ cps とは 1 秒あたりの放射線の計数値 (個数) を表します。
- ・ cpm とは 1 分あたりの放射線の計数値 (個数) を表します。

令和元年8月4日
19時50分
原子力安全対策課

**本日19時23分頃に発生した地震により
柏崎刈羽原子力発電所に異常は確認されていません**

本日19時23分頃に発生した地震（県内最大震度3）により、柏崎市で震度2、刈羽村で震度2の震度が観測されましたが、柏崎刈羽原子力発電所において、現在、異常は確認されていません。

柏崎刈羽原子力発電所は、現在、全号機とも定期点検により停止中です。

また、県が実施している放射線モニタリングでも、異常な値は検出されていません。発電所周辺の県放射線モニタリングの状況はこちらからご覧いただけます。

<http://housyasen.pref.niigata.lg.jp/>

本件についてのお問い合わせ先
原子力安全広報監 伊藤
(直通) 025-282-1693

「地域の会」委員質問への回答

〈宮崎委員〉

(新潟県に対する質問)

全面緊急事態＋防護措置基準適用でのUPZの避難行動について

UPZにおいては全面緊急事態(EAL3+OIL)が告げられた場合、屋内退避から一時移転または避難となります。

柏崎市長は、山間地住民が夜間降雪時避難する場合、避難中に二次被害にあう恐れがあるとして、移動避難せず屋内退避を継続することも必要だと提案しています。もっともだと思いますが、疑問が残ります。

① 全面緊急事態(EAL3+OIL)における避難指示は、放射性物質が放出され区間線量が $500\mu\text{Sv/h}$ 以上となることが確実となった場合です。屋内にいては被ばくが避けられないとして避難指示が出るものです。移動避難せず屋内退避を認めることは住民の被ばくを災害対策本部が公認することになりますが、いつ、だれが、被ばく覚悟の屋内退避の指示を出すのでしょうか。

回 答

放射性物質放出後におけるUPZ内の避難や屋内退避の指示は、緊急時モニタリングの結果等に基づき、原則、国の原子力災害対策本部の本部長である内閣総理大臣から、指示が出されます。

(新潟県に対する質問)

全面緊急事態＋防護措置基準適用でのUPZの避難行動について

② また、UPZにおいても、原則自家用車で避難することになっていますから、被ばく覚悟の屋内退避の指示に反発する人も出ます。二次被害を出さないためには、道路封鎖や規制が必要になりますが、対応にあたる要員は誰でしょうか。要員の被ばく対策はどのようにするのでしょうか。

回 答

新潟県原子力災害広域避難計画では、県警察が、必要な交通規制を実施することとしています。その際、個人線量計の携帯及び防護マスクや保護衣の着用等を行い、被ばく線量をできる限り少なくします。

(新潟県に対する質問)

全面緊急事態＋防護措置基準適用でのUPZの避難行動について

- ③ 崖や道路の崩落でUPZ内の町内・地域が孤立した場合、全面緊急事態(EAL3+0IL)での避難指示は実行に移せません。しかし、孤立しているかどうか地域内の住民が移動して初めてわかることです。孤立地域の救出は自衛隊のヘリコプターで行われると聞いていますが、町内を離れ移動中の住民に通知するとともに誘導が必要になりますが、どのようにするのでしょうか。その場合、自家用車内退避と言うことも想定されますが、被ばくは避けられるのでしょうか、また水、食料等の供給対策はあるのでしょうか。

回 答

崖や道路の崩落で孤立地域が発生した場合は、新潟県地域防災計画(震災対策編)において、速やかに復旧作業を行うこととしております。

また、道路情報を含め必要な情報を地域住民の皆様に防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等、様々な手段を用いて周知することとしております。

水、食料については、市町村から協力要請を受けた場合は国や防災関係機関と連携し、物資輸送を行うこととしております。

なお、原子力安全委員会の資料によれば、ガンマ線による被ばくの低減係数は、屋外と自動車内で変わらないとされています。

(新潟県に対する質問)

全面緊急事態＋防護措置基準適用でのUPZの避難行動について

- ④ 全面緊急事態(EAL3+0IL)では、放射性物質による空間線量が $20\mu\text{Sv/h}$ の場合、1週間程度の「一時移転」と、帰還のめどが示されています。空間線量が $500\mu\text{Sv/h}$ 以上になる「避難」においては、帰還のめどが示されていません。かなり長期になると予想されますが帰還はいつになるのでしょうか。

回 答

UPZにおいては、放射性物質放出後は、 $20\mu\text{Sv/h}$ を超えた場合は、1日以内を目処に区域を特定し、1週間程度内に域外に一時移転を実施することとしております。

さらに線量が上昇し、空間放射線量率が $500\mu\text{Sv/h}$ を超えた場合は、数時間内を目処に区域を特定し、避難等を実施することとしております。

「1週間程度」の期間は、その期間内に一時移転を行うものとして示されているものであり、帰還のめどを指すものではありません。

なお、帰還の時期については、国が判断することになっております。

〈竹内委員〉

（新潟県・柏崎市に対する質問）

1. 即時避難区域（PAZ）の防護措置について

① 計画では「即時避難することが困難な場合は、放射線防護機能を有するコンクリート建屋等の施設に屋内退避する」となっています。

（ア）PAZ内の施設、特別支援学校など既に生徒や入所者が在住する施設には、PAZ内の放射線防護機能を持たない施設（グループホーム・ケアホーム、作業所等）や在宅の避難よりも屋内退避を優先すべき人を受け入れる余地がどの程度あると考えていられますか。

回 答

PAZ内の要配慮者は原則、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施することとしております。

要配慮者等の対応は、市と村の避難計画の中で検討されるものと考えており、県はそれを支援してまいります。

（新潟県に対する質問）

（イ）被ばくの問題よりも動かすことの高リスクが高い人がPAZに大勢いることは理解しております。避難よりも屋内退避を優先すべき人は同時に、生活に専門的なケアが必要な方々です。原子力広報センターや高浜コミセン、刈羽村役場などの一時避難所に要配慮者に対応できる設備を備えることは検討されていますか。

回 答

要配慮者等の対応は、市と村の避難計画の中で検討されるものと考えており、県はそれを支援してまいります。

（新潟県に対する質問）

（ウ）県レベルの医療・介護・福祉の職能団体等に避難所への支援協力を要請されることですが、PAZ内の放射線防護施設の一時避難所についても同様にお考えでしょうか。もし支援協力を要請される予定であれば、協力者が一時避難所に着くまでにどの程度の時間がかかると考えていられますか。

回 答

団体への支援要請は、UPZ外の避難先における支援を想定しているため、放射線防護施設の一時避難所への派遣などに関する支援協力要請は、避難計画上、現状は規定していませんが、市、村と連携しながら、避難計画の実効性の向上を図る中で、必要に応じ検討します。

(新潟県・柏崎市に対する質問)

(エ) PAZ で屋外が被ばくする状況になってから放射線防護施設に避難して来られた方のスクリーニングと除染はどのように考えているか。

回 答

PAZは、放射性物質が放出される前に避難を行うこととしております。

そのため、避難指示等の情報を地域住民の皆様に、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて周知することとしております。

(新潟県・柏崎市に対する質問)

② 6/5 の地域会 において、内閣府の方より「施設利用者避難方法はこれから各施設が作成する原子力災害マニュアルによる」とお伺いしました。

(ア) 県、市では、各施設及び特別支援学校がマニュアルを作る際にどのような支援する予定でしょうか。

回 答

県では、社会福祉施設や学校等における計画の作成を支援するため、「原子力災害避難計画」策定の手引きを策定し、計画のひな形を示しています。

疑問点等ある場合は問い合わせいただき、適宜、作成の支援等を行ってまいります。

(新潟県・柏崎市に対する質問)

(イ) マニュアル完成後、各施設・学校が家族や保護者に説明会を行うことになると思いますが、その説明会には県、市の担当者は同席する予定はありますか。もし予定がなければ是非同席することを検討し、施設利用者の実態を知って頂きたい。

回 答

避難マニュアル等は、各施設の責任で整備し、実効性を担保する必要があります。

その上で、各施設・学校が説明会を行う場合、必要に応じ市町村と相談の上、支援したいと考えております。

(新潟県・柏崎市に対する質問)

(ウ)職員が少ないグループホームや就労支援施設などの避難においては、放射線防護施設までの避難だとしても、施設職員だけで対応することは到底困難だと思われまます。車の手配、人の配置などについて、今後どのように検討されますか。

回 答

要配慮者等の対応は、市と村の避難計画の中で検討されるものと考えており、県はそれを支援してまいります。

(新潟県・柏崎市に対する質問)

(エ)現在想定されている3日よりPAZ内の放射線防護施設への退避期間が延びた場合、水・食料・医療の確保をどのように行う予定なのか。

回 答

PAZ内は原則、避難を実施することとしており、EAL1（警戒事態）から避難準備を行い、放射線防護施設で屋内退避する場合も3日以内に避難実施することが望ましいと考えております。

要配慮者等の対応は、市と村の避難計画の中で検討されるものと考えており、県はそれを支援してまいります。

その上で、3日以内に避難できない場合、市、村から水・食料・医療の調達への協力要請を受けたときは、国や防災関係機関と連携し、物資輸送を行うこととしております。

(新潟県・柏崎市に対する質問)

2. UPZにおける、全面緊急事態＋防護措置基準適用の避難行動について

① UPZで避難行動が必要になった時には既に、特に屋外は被ばくする状況と理解しております。そのため、UPZにある病院・施設においては、PAZの場合よりも高い確率で、避難よりも屋内退避を優先すべき人が生じるのではないかと懸念します。

(ア) UPZ内の既に入所者が在住する施設には、放射線防護機能を持たない施設（グループホーム・ケアホーム、作業所等）や避難よりも屋内退避を優先すべき人を受け入れる余地がどの程度あると考えていられますか。

回 答

要配慮者等の対応は、市と村の避難計画の中で検討されるものと考えており、県はそれを支援してまいります。

(新潟県に対する質問)

(イ) 放射線防護施設に避難して来られた方のスクリーニングと除染はどのように考えているか。

回 答

放射性物質が放出される前に屋内退避をすることとしております。

なお、放射線防護対策を整備した社会福祉施設等では、一般住民の受入を想定しておりません。

(新潟県・柏崎市に対する質問)

2. UPZにおける、全面緊急事態＋防護措置基準適用の避難行動について

(ウ) 在宅の避難行動要支援者の避難を支援することは、日ごろそこに暮らしている人や土地勘があるひとでないと難しいと思われれます。被ばくのリスクがある状況下でも、在宅の避難行動要支援者の避難を支援するのは町内会や消防団なのでしょうか。

回 答

要配慮者等の対応は、市と村の避難計画の中で検討されるものと考えており、県はそれを支援してまいります。

(新潟県に対する質問)

(エ) 県レベルの医療・介護・福祉の職能団体等に避難所への支援協力を要請されるとのことですが、UPZの施設や一時避難所へはどの時点に来ていただくことになるのでしょうか。

回 答

団体への支援要請は、UPZ外の避難先における支援を想定しているため、UPZ内の社会福祉施設や一時避難所への派遣などに関する支援協力要請は、避難計画上、現状は規定しておりませんが、市町村と連携しながら、避難計画の実効性の向上を図る中で、必要に応じ検討します。

(新潟県に対する質問)

- ② 柏崎刈羽原発のUPZには常に医療・介護を必要とする重度心身障害の方々が入院・入所されている病院や施設があります。柏崎市・刈羽村以外のこれらの施設のうちまだ放射線防護施設とする工事がされていない施設はどの程度ありますか。

回 答

放射線防護対策工事は、施設管理者の判断により実施され、現在、県内では 14 施設が放射線防護施設となっております。

国では、原子力発電所から概ね半径 10 km 圏内の要配慮者等の屋内退避施設、UPZ 圏内の孤立化のおそれのある屋内退避施設及び原子力災害対策拠点病院等を放射線防護対策工事の補助対象としています。

(新潟県に対する質問)

3. その他

- ① 遮る山などがいないために風向きによっては、原発から 30 数キロの寺泊にある県立の障がい者施設にも放射性物質が流れてゆき、屋内退避などが必要になることが考えられると思います。避難よりも屋内退避を優先すべき人が大勢入所されているコロニー白岩の里を放射線防護施設とする予定はありますか。

回 答

現時点で予定はありません。

なお、国では、原子力災害対策事業費補助金の対象は、原子力発電所から概ね半径 10 km 圏内の要配慮者等の屋内退避施設、UPZ 圏内の孤立化のおそれのある屋内退避施設及び原子力災害対策拠点病院等としています。

(新潟県に対する質問)

3. その他

- ② バスの運転手に対してアンケートを行ったように、避難所への支援協力を要請する予定の職能団体及びその構成員に対し、PAZ と UPZ を分けたうえで、派遣できるのか、実際に行くかどうかのアンケートを取り実態を把握すべきではないでしょうか。

回 答

職能団体による支援は、UPZ 外にある避難先での活動を想定しており、PAZ、UPZ 内の施設等への支援協力要請は、避難計画上、現状は規定していません。

なお、UPZ 外の避難先での職能団体による支援協力については、現在、関係団体と協議をすべく庁内で調整しているところです。

(新潟県に対する質問)

3. その他

- ③ 放射線被ばくのある状況下で業務に当たることになる、職能団体、施設職員、教員、医療従事者に対してどのような法的根拠で業務を命じ、健康被害があった場合にどのように補償していくのか整理して頂きたい。

回 答

民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じるよう、国に対し要望しています。

(新潟県・柏崎市に対する質問)

3. その他

- ④ 2－③同様に町内会という互助組織に対してどこまで求めるのか、健康被害があった場合はどのように補償していくのか整理して頂きたい。

回 答

市町村の避難計画の中で検討されるものと考えており、県はそれを支援してまいります。

(新潟県に対する質問)

3. その他

- ⑤ 冷却機能を失うと、稼働中の原発では 32 時間でベントとなるが、十分冷えた停止中の原発では 50 日の猶予があるとの資料を以前東京電力より頂いた。国、県、市には、まずは停止中の原発での事故を想定し、誰も犠牲にならない避難計画を作成してみて、その後それを 32 時間に縮めることができるのか検討してほしい。

回 答

ご意見について、参考にさせていただきます。